

(付表)

令和2年度

不納欠損額の内訳

法務省所管
一般会計

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	-	-	1	0	1	0	(目)延滞金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	-	-	1	0	1	0	(目)返納金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	-	-	8	13	8	13	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み)	-	-	8	13	8	13	(目)返納金債権 0 (目)費用弁償金債権 9 (目)延滞金債権 4
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が終了)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により債務者が免責)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定)	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和元年度

不納欠損額の内訳

法務省所管
一般会計

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	-	-	6	2	6	2	(目)利息債権 1 (目)損害賠償金債権 1
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	-	-	1	0	1	0	(目)返納金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	1	0	12	7	13	8	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み)	-	-	9	0	9	0	(目)損害賠償金債権 0 (目)費用弁償金債権 0
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が終了)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により債務者が免責)	1	0	3	6	4	7	(目)利息債権 4 (目)損害賠償金債権 2
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定)	-	-	-	-	-	-	

(付表)

平成30年度

不納欠損額の内訳

法務省所管
一般会計

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	12	0	97	22	109	22	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み)	-	-	59	21	59	21	(目)損害賠償金債権 20 (目)費用弁償金債権 0 (目)延滞金債権 0
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が終了)	-	-	1	0	1	0	(目)物件使用料債権 0
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により債務者が免責)	12	0	37	1	49	1	(目)損害賠償金債権 1 (目)弁償金債権 0 (目)利息債権 0 (目)延滞金債権 0
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定)	-	-	-	-	-	-	